

## 三国志郡県志をつくる

三国志研究会（愛知版）180826 佐藤ひろお

### 0. はじめに

正史『漢書』に地理志、『後漢書』に郡国志があり、『晋書』に州郡志があるが、『三国志』は、州・郡国・県の所属・変遷をまとめた記述がない。→作りたい!!!  
三国志において、後漢末、曹操が建国した「魏（国・郡）」を題材に、作成方法を検討。

### 1. 『漢書』卷二十八上 地理志上

魏郡、高帝 置く。[王] 莽 魏城と曰ふ。冀州に属す。戸は二十一万二千八百四十九、口は九十万九千六百五十五なり。県は十八。

①鄴。②館陶。③斥丘、莽は利丘と曰ふ。④沙。⑤内黄。⑥清淵。⑦魏、都尉の治なり、莽は魏城亭と曰ふ。⑧繁陽。⑨元城。⑩梁期。⑪黎陽、莽は黎蒸と曰ふ。⑫即裴、侯国なり、莽は即是と曰ふ。⑬武始。⑭邯会、侯国なり。⑮陰安。⑯平恩、侯国なり、莽は延平と曰ふ。⑰邯溝、侯国なり。⑱武安、鉄官有り、莽は桓安と曰ふ。

→ 魏郡は前漢の高帝（劉邦）が設置した郡で、戸数は212,849、口数は909,655（4.27口/戸）  
県数は18で、①～⑱の県が属する（丸数字は、以後も同じものを対応させる）  
『漢書』の特性として、王莽による郡県の名称変更に関する言及している

中国地図出版社『中国歴史地図集』巻二 西漢 冀州刺史部より



④沙が見当たらず、代わりに「涉」が見える。それ以外は、『漢書』との対応を確認できた。

### 2. 『後漢書』志二十 郡国志二

范曄『後漢書』の志は、司馬彪『続漢書』で劉昭注が附いている（適宜抜粋、[一]と表記）。

『後漢書』志二十 郡国二：魏郡、高帝 置く。雒陽の東北七百里なり [一]。十五城、戸は十二万九千三百一十、口は六十九万五千六百六なり。（5.38口/戸）

①鄴。⑧繁陽。⑤内黄。⑦魏。⑨元城。⑪黎陽。⑮陰安。②館陶。⑥清淵。⑯平恩。④沙。③斥丘。⑱武安、鉄有り。⑰曲梁、侯国、故は広平に属す。⑩梁期。

→ 『漢書』に比べると、⑫即裴・⑬武始・⑭邯会、⑰邯溝が減り、⑱曲梁が増えている。  
『漢書』の18県－4県＋1県＝『後漢書』15県(城)で、整合する。



⑬武始は、東漢地図で県でなくなり、『後漢書』郡国志に見えない。

『後漢書』列伝二十五 張純伝の建武期の事としてだけ「張純 宿衛すること十有餘年、其れ廢すること勿く、更めて武始侯に封じ、食は富平の半なり」とあり、李賢注に「武始は県なり、魏郡に属す。富平は県なり、平原郡に属すなり」とある。

→ 武始は、後漢初にだけ県として存続？ 富平は『後漢書』郡国志に平原郡の県として見える

⑫即裴・⑭邯会・⑰邯溝は地図から消えている。

⑱曲梁は、西漢地図では広平国に含まれ、『漢書』地理志でも広平国に属する。



### 3. 『後漢書』志二十 郡国志二 劉昭注

[一] 魏志に曰く、「建安十七年、河内の⑳蕩陰・㉑朝歌・㉒林慮、東郡の㉓衛国・㉔頓丘・㉕東武陽・㉖登（千）〔干〕、鉅鹿の㉗（嬰）〔嬰〕陶・㉘曲（陽）〔周〕・㉙南和・（広平之）㉚広平・㉛（住城）〔任〕、趙国の㉜襄国・㉝邯鄲・㉞易陽を割きて、以て魏郡を益す。十八年、東西の都尉を分置す。

文中の校勘（字の比較等による訂正）は、『全訳後漢書』により、中華書局本に基づいている。



『全訳後漢書』の補注は、『三国志』卷一 武帝紀の節略としている。

『三国志』武帝紀 建安十七（二二二）年に、「河内の蕩陰・朝歌・林慮、東郡の衛国・頓丘・東武陽・登干、鉅鹿の嬰陶・曲周・南和、広平の任城、趙の襄国・邯鄲・易陽を割きて、以て魏郡を益す」とあり、波線部が校勘後（中華書局本）の劉昭注と異なる。

（校勘前の劉昭注は武帝紀に近く、中華書局の校勘は『後漢書』郡国志二と整合させている）

『三国志集解』武帝紀は、「広平之任城」に注釈がある。

- ・趙一清：『統郡国志』鉅鹿郡注に「建武十三年、広平国を廢して、その県を（鉅鹿郡に）属させた」とあり、『漢書』地理志は「任は広平国に属する」とある。武帝紀の誤りである。広平郡は、魏の黄初二（二二一）年に設置されており、建安十七年には存在しない。
- ・錢大昕：光武帝が広平国を鉅鹿郡に編入し、再設置の記事がない。「之」字を削るべきか。任城は兗州に属するので「城」字も削るべきか。『統漢書』劉昭注は、この武帝紀を引いて「広平之広平・任城」とあるが、「広平之」は削るべき。→ 盧弼は「鉅鹿郡の広平・任」と結論

### 4. 錢儀吉『三國會要』卷三十五 輿地二

#### 1) 魏郡

魏郡、建安十八年、魏郡を分けて東・西部と為し、都尉を置く。二十一年、魏公操の爵を進めて魏王と為す。都は鄴、治は鄴、県九を領す。

①鄴。⑧繁陽、本紀の太和二年に、皇子穆を封じて県王と為すも、三年、薨じ、国は除かると。

⑤内黄。⑦魏。⑩黎陽。⑮陰安。③斥邱。⑳蕩陰。

㉞長樂、『晋書』宗室伝に、魏末、司馬孚 長社侯より進みて此の県に封ぜらる。蓋し魏末、司馬氏置けば、故に諸地志は晋 置くと言ふ。

→ ㉞長樂は、二六二年を基準とした三国の地図には見え、西晋の地図にも見える

それ以外の県は、すでに確認済（新たな採番なし）

魏の地図の㉞安陽は、『晋書』地理志には魏郡に含まれるが、『三國會要』には見えない

#### 2) 広平郡

広平郡、黄初二年、魏郡西部を以て置き、治は曲梁、県十六を領す。

⑱曲梁。⑳広平、『広平府志』に、魏は広平に属すといふ。㉞易陽、『通鑑』胡注に、魏は広平に属すといふ。⑳武安、『元和志』に、魏は広平に属すといふ。侯国なり。正始元年、召陵侯曹爽 此に封ず。嘉平元年、爽 誅せられて国は除かる。④涉、二『漢志』は「沙」に作り、『魏武紀』は「涉」に作る。『通鑑』胡注に、魏は広平に属すといふ。

㉙南和、『皇輿表』に、魏は広平に属すといふ。⑰平恩、『元和志』に、平恩は、魏 省き、尋いで復た置くと。『寰宇記』に、魏は広平に属すといふ。

㉝邯鄲、王国なり。黄初六年、陳王邕 改めて此に封ず。『元和志』に、魏は広平に属すといふ。

㉜襄国、『畿輔志』に、魏は広平に属すといふ。㉑任、『通鑑』胡注に、魏は広平に属すといふ。

㉘曲周、鮑勛伝に拠るに、県は魏郡西部に属し、郡を立つる後に当に改むること無かるべし。

㉞列人、故は鉅鹿に属し、『畿輔志』に、魏は広平に属すといふ。㉟広年、故は鉅鹿に属し、『皇輿表』に、魏は広平に属すといふ。㉞斥章、注同前。

㉞肥郷、『輿地広記』に、黄初二年、邯鄲・列人を分けて置き、広平に属す。㉞臨水、『元和志』に、黄初二年、滏陽に県を置くといふ。『寰宇記』に、広平に属すといふ。

→ ㉞列人・㉟広年・㉞斥章は、後漢の鉅鹿郡に属し（『後漢書』郡国志）、位置は魏郡に近い

『三国志』武帝紀は、魏郡への編入を記さないが、編入されていたか（武帝紀の欠落？）

㉞肥郷・㉞臨水は、黄初二年の新設であり、西晋の地図（下図）に見える

#### 3) 陽平郡

陽平郡、黄初二年、魏郡東部を以て置き、治は②館陶、王国なり、黄初六年、河東王霖 改めて此に封ず。

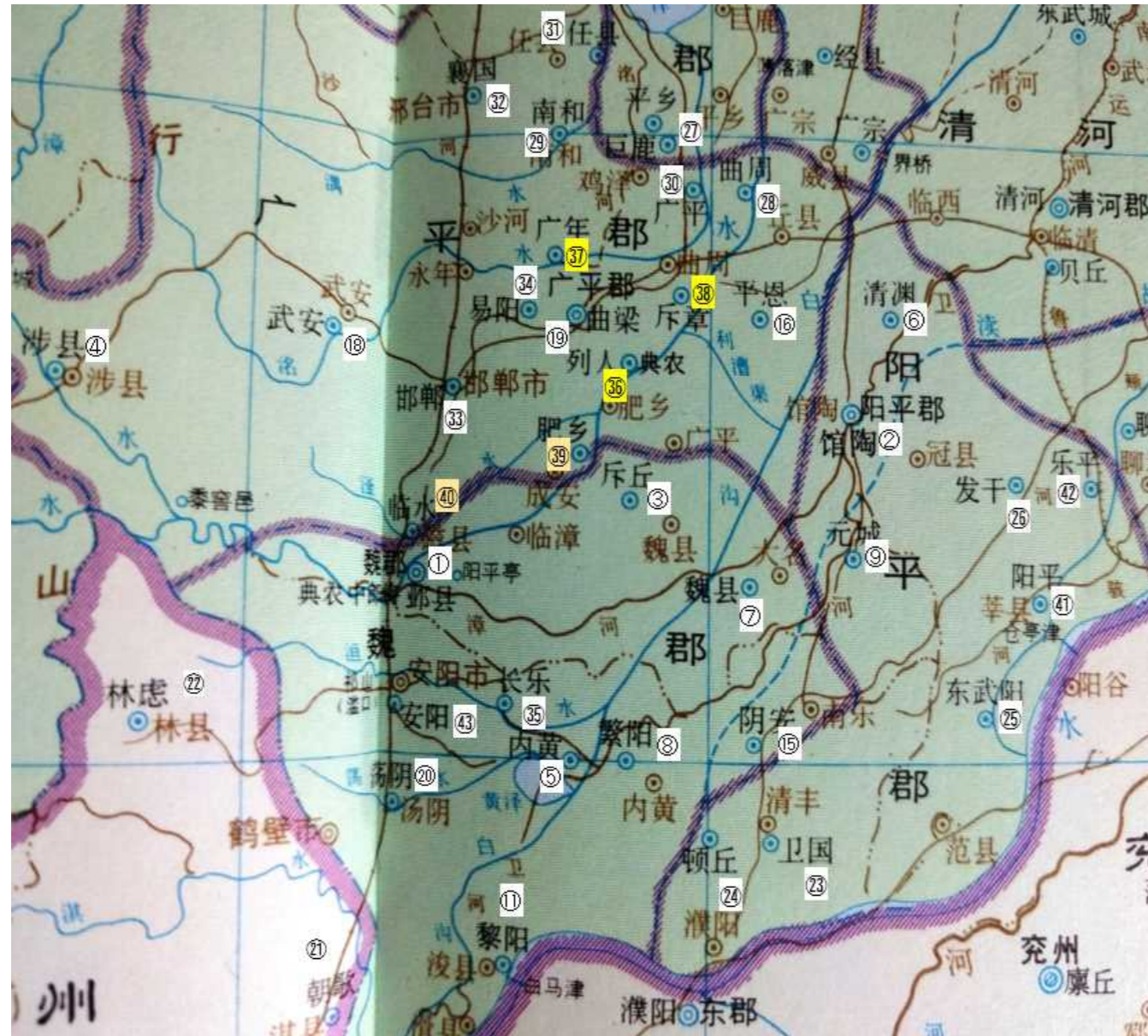
⑨元城、王国なり。黄初六年、京兆王礼 改めて此に封ず。太和三年、礼 薨じ、五年、曹悌を以て礼の後を奉らしむ。『元和志』に、魏は県に陽平郡に置くといふ。『水経注』則ち、館陶を治とすと云ふ。二説 未だ孰れか是なるやを知らず。



⑥清淵、『臨清州志』に、魏は陽平に属すといふ。③衛国、楽進伝に、陽平衛国の人といふ。⑥発干、『東昌府志』に、魏は陽平に属すといふ。⑤東武陽、黄初六年、皇子鑑を此に封じ、其の年に薨じ、無子にして国は除かる。『広輿記』に、魏は陽平に属すといふ。④頓邱、『沈志』に、魏は陽平に属すといふ。

④陽平、侯国なり。黄初中、楊侯徐晃 徙して此に封ず。故は東郡に属す。『元和志』に、魏は陽平に属すといふ。④樂平、『沈志』に、魏 立つといひ、後漢東郡樂平県の故地に非ず。『東昌府志』に、魏は陽平に属すといふ。

→ ④陽平・樂平は、後漢は東郡に属す（『後漢書』郡国志三）が、④樂平の別の場所とは？



## 5. 『晋書』卷十四 地理志上 司州

魏郡、漢 置く。県八を統べ、戸は四万七百。①鄴、魏武 封を受けて此に居す。③長樂。⑦魏。③斥丘。④安陽。②蕩陰。⑤内黄。⑩黎陽、故は黎侯国。



## 6. おわりに

県の所属を追跡すると、いくつかの仮説が立てられる。

- ・曹操が魏郡に吸収させた、東郡・鉅鹿・趙国の県は、晋代も「借りパク」されたまま一時的な措置でも、後代の行政区分に影響を及ぼす
- ・曹操が魏郡に周辺の県を吸収させ、曹丕がその領域を三分割（広平郡・陽平郡を分立）列人・広年・斥章・陽平・樂平の5県は、魏郡に吸収されたという文が武帝紀がないが、編入された県に位置が近く、郡の領域を地続きと考えるならば、吸収されぬほうが不自然これら5県は、魏初に広平郡・陽平郡となっており、武帝紀の文の欠落だろうか

以上